

複写無効

許可番号 03815028664

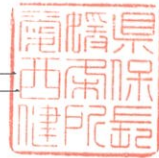
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1  
氏名 株式会社パブリック  
代表取締役 三野 輝男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和6年6月27日  
許可の有効年月日 令和13年4月11日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、木くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び**陶磁器くず** (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉱さい** (水銀含有ばいじん等を含む。)、**がれき類** (石綿含有産業廃棄物を含む。)、**ばいじん** (水銀含有ばいじん等を含む。)、**処分するために処理したもの** (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

以上17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県四国中央市寒川町字西浜2597番、2598番

(面積) ①45m<sup>2</sup> ②165m<sup>2</sup> ③72m<sup>2</sup> ④6.87m<sup>2</sup> ⑤6.87m<sup>2</sup>

⑥4.19m<sup>2</sup> ⑦4.19m<sup>2</sup> ⑧0.72m<sup>2</sup> ⑨52.5m<sup>2</sup> ⑩3.78m<sup>2</sup>

(積替え保管を行う産業廃棄物の種類)

①廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

②廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び**陶磁器くず**」、**がれき類**

(裏面へ続く)

(裏面)

- ③ 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類
- ④ 「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」
- ⑤ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑥ 汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑦ 燃え殻
- ⑧ 廃油
- ⑨ 木くず
- ⑩ 燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、 「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、処分するために処理したもの（水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替えのための保管上限) ① 4 5 m<sup>3</sup> ② 1 5 9 m<sup>3</sup> ③ 8 8 m<sup>3</sup> ④ 5. 9 8 m<sup>3</sup> ⑤ 5. 9 8 m<sup>3</sup>  
⑥ 2. 5 m<sup>3</sup> ⑦ 2. 5 m<sup>3</sup> ⑧ 0. 4 m<sup>3</sup> ⑨ 3 3. 7 m<sup>3</sup>  
⑩ 1. 0 5 m<sup>3</sup>

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 7年 4月 12日
○更新許可	平成 12年 4月 12日
○更新許可	平成 17年 4月 12日
○更新許可	平成 22年 4月 12日
○積替え許可の有無(規則第10条の10第1項第7号の規定による届出)	平成 23年 4月 1日
○変更届出(積替保管場所⑧の追加)	平成 23年 5月 18日
○変更届出 (積み替え保管場所②の保管面積及び保管上限の変更)	平成 23年 8月 30日
○優良基準適合確認	平成 26年 10月 20日
○変更届出(積替保管場所⑨の追加)	平成 28年 9月 2日
○更新許可(優良基準適合認定)	平成 29年 4月 12日
○変更届出(積替保管場所⑩の追加)	平成 29年 10月 2日
○変更届出(積替え保管場所③の種類の追加)	令和 4年 6月 7日
○更新許可(優良基準適合認定)	令和 6年 6月 27日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無  有 ・ 無  
市名 松山市 許可番号 0 8 9 1 1 0 2 8 6 6 4

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無